

国家戦略特区ワーキンググループヒアリング資料

世界に開かれた中山間地の「人づくり」拠点 ～クリエイティブ・フロンティア構想～

平成30年8月3日（金）

長野県



しあわせ¹信州

テーマ

中山間地域の多い長野県において、創造的な学びや新技術の導入等を通じ、「人づくり」による多様な人材の確保と生産性の向上を図ることで産業の国際競争力を強化する。あわせて、人口減少下でも持続可能な経済成長モデルを実現する。

国家戦略特区での取組

高度人材・海外人材の育成・活用

- 県内産業を支え、技術革新に対応できる人材の育成、活用
- 価値感の多様化により、県内産業にインパクト
- 海外人材を通じた信州ブランドの発信

【規制改革提案】

- ①小学校英語における特別非常勤講師の教授可能領域の拡大
- ②職業能力短期大学から大学への編入学
- ③在留資格「医療」への変更許可申請に係る審査手続きの見直し
- ④旅館・ホテル等における技能実習受入の拡大
- ⑤農業外国人材の受入に係る規制の特例措置
 - ・外国人技能実習制度（農業分野）の要件緩和
 - ・国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の活用

近未来技術の導入促進

- 長野県のものづくり産業の強みを国内外へアピール
- あらゆる分野とIoTの結びつきにより、新たな価値を創造
- 県内産業の付加価値向上と労働の効率化による労働生産性向上

【規制改革提案】

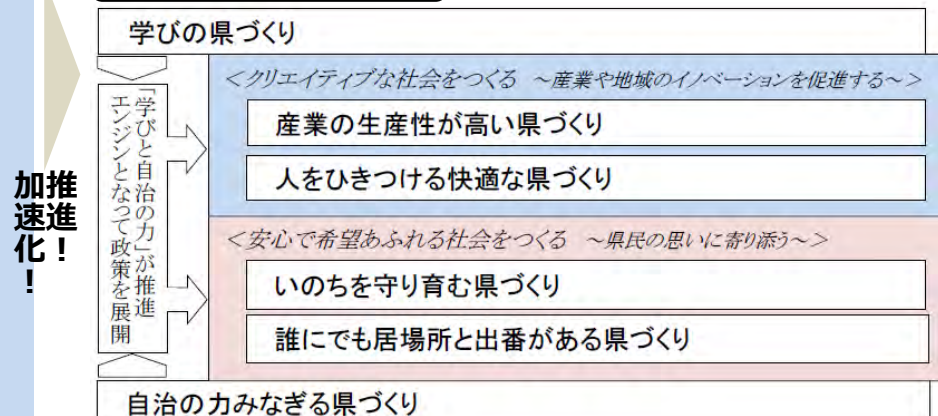
- ⑥気象測器検定に合格していない測器の測定結果の公表容認
- 特定実験試験局の活用
(技適マークがない無線通信モジュールの実証実験)
- 近未来技術実証ワンストップセンターの設置

長野県の新たな総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」

基本目標

確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～

施策推進の基本方針



推進！
加速化！

【新規】持続可能な公共交通システムの構築

- 地域の需要に応え、地域を結ぶ、採算性のあるモビリティシステムの構築
⇒あらたな中山間地交通産業の創出、ヒト・モノの交流の活発化

【規制改革提案】

- タクシーによる貨客混載の推進
- ⑦実施地域の緩和
- ⑧台数及び運行管理者の選任要件の緩和
- タクシー運賃制度の柔軟化
- ⑨発着地の柔軟化（ホテル等）
- ⑩迎車料金の徴収可能化
- ⑪普通車区分の拡大

① 小学校英語における特別非常勤講師の教授可能領域の拡大

現状と課題

- 激変する社会に対応し、国際人として活躍できる資質・能力を持つ人材の育成が必要
- 次期学習指導要領でも、2020年度から小学校における英語教育を充実することが示されている
 - 小学校においては、原則学級担任が授業を行うが、英語力と指導力の両方を兼ね備えた教員が不足
 - 本県では、単級の山間地小規模校が多いため、全小学校への英語専科教員の配置が困難
 - 今後、英語研修や教材研究等による負担が増大し、現在問題視されている教員の多忙化が更に増大
- **専門的な知識とスキルがある地域・民間人材を十分に活用を図るため、特別非常勤講師の活用を進めたい**

長野県内公立小学校教員の
うち英語免許状の所有者は
493人 (7.8%) (H29)

制度の現状

- **特別非常勤講師制度【教員職員免許法第3条の2・1】**
 - ・ 教員免許状を有しない地域の人材や多様な専門分野の社会人を教科の領域の一部を担任する非常勤講師として学校に迎え入れる制度
 - ・ 教科の領域の一部についてのみ、単独で授業可能
 - ・ あらかじめ任用しようとする者から授与権者（都道府県教委）への届出が必要（届出制）

（使用例）

国語：書道（書道家）

音楽：和太鼓（和太鼓奏者）、

外国語活動：英会話（英会話教室講師）等

規制改革提案

- 特別非常勤講師の教授可能範囲について、小学校の教科「外国語（英語等）」については、**特別非常勤講師の授業力を育成することを条件に、「教科の領域の全て」に拡大する。**

【授業力の育成方法】

- ・ **知識能力面以外に教員に求められる能力（授業や児童に対するマネジメント力等）を育成するため、教育実習と同等のOJT式の実地研修を実施**
 - ① 英語専科教員の授業の観察
 - ② 観察を基にした授業についての振り返り
 - ③ 英語専科教員と一緒にチームティーチング（TT）
- ⇒単独授業時の児童の安全性確保、適正な評価等を担保

期待される効果

- 専門的な知識とスキルがある人材による通年指導により、英語4技能（聞く、話す、読む、書く）を効果的に指導することが可能
- 英会話講師やかつて海外に在住していた方など、地域に眠っている人的財産の有効活用につながる
- 地域と学校との連携により、地域に開かれた学校の下、学びの県づくりに資する取組となる

② 職業能力短期大学校から大学への編入学の可能化

現状と課題

- 「郷学郷就」（地元で学び、地元で働く）人材の確保には、県内の教育機関の魅力を高めていくことが必要
- 本県の強みであるものづくり分野では、実践的教育で培われる高い技術力と、高等教育による理論、研究開発力やマネジメント力を備えたイノベティブな人材が求められている。
- 本県の工科短期大学校、南信工科短期大学校（いずれも職業能力短期大学校、以下「職能短大」という。）で実践的教育を受け、さらに高度な知識、技能の習得を目指す意欲ある学生が、大学に編入学できるようにしたい

制度の現状

○大学への編入学【学校教育法108条、122条、132条】

卒業学校	短期大学	高等専門学校	専修学校 【専門課程】	職能短大
大学への 編入学	○	○	○	×
単位互換	○	○	○	○（60単位まで）
根拠法令 （編入学 根拠）	学校教育法			職業能力開発促進法
	108条7項	102条	132条	×

○政府方針（要点）

- ・ 職能短大における学修の相当部分が、大学における学修に相当するものとして、既修得単位として振り替えることが認められることが前提
 - ⇒ **大学が職能短大の学修を単位として認定した実績が一定程度みられることが必要不可欠**
- （H29.9.27「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」）

【本県の職能短大2校】

- ・ 240名の定員に対し、博士13名、修士6名を含む、6科合計38人の教授陣による少人数制授業を実施
- ・ 年間18時間（1コマ90分）を1単位とする単位制により、**専修学校専門課程から大学への編入学基準＊を上回る2,808時間（独自換算で156単位）の密度の濃い授業を実施**

＊「修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上」のみ

規制改革提案

- **特区内の職能短大と大学が、編入学に関する協定を結んでいる場合は、大学への編入学を可能とする。**

期待される効果

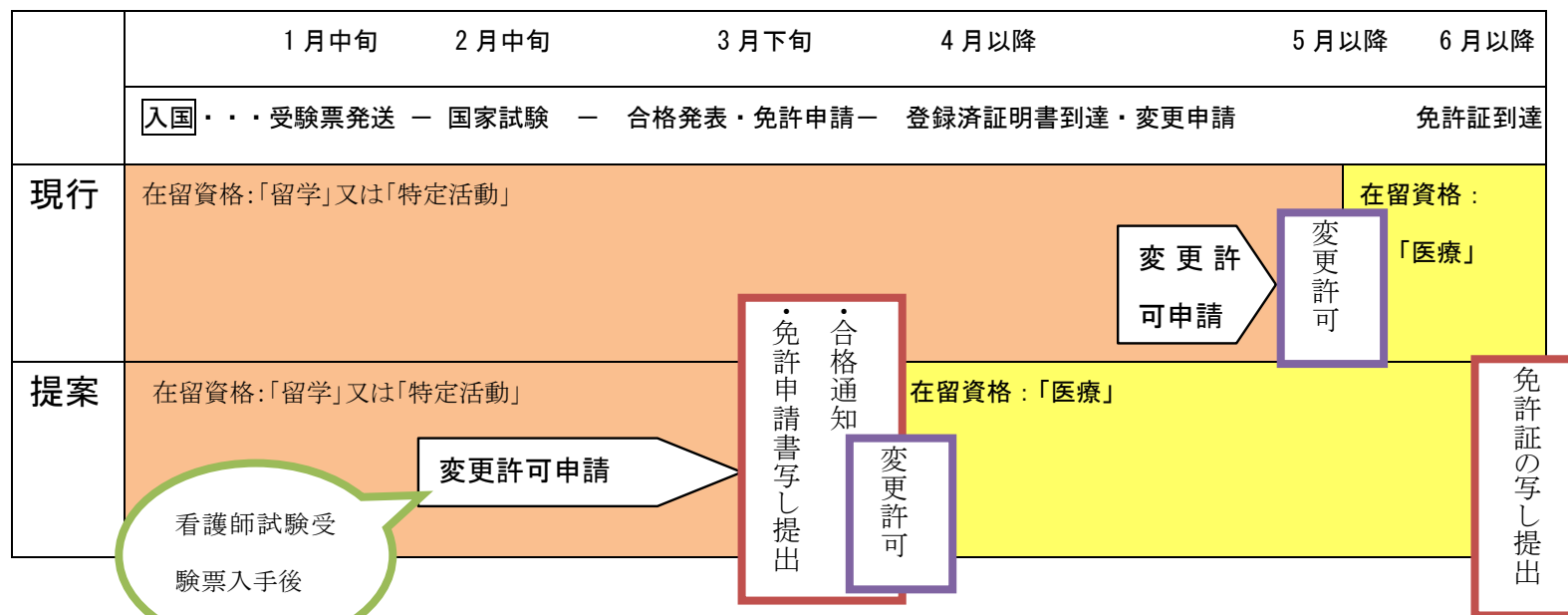
- 高度な知識・技術の修得を目指す意欲ある学生の進路選択の幅を広げるとともに、県内産業を牽引する人材を輩出。
- 工科短期大学校の進学先としての魅力の向上による「郷学郷就の産業人材」の確保、県外のものづくりに興味のある学生の引入れ。
- 職業能力開発促進法に基づく運営交付金や施設整備等補助金による財源措置により、安定した学校運営が引き続き可能となる。⁴

③ 在留資格「医療」への変更許可申請に係る審査手続きの見直し

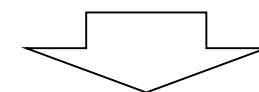
現状と課題

- 留学等により来県し、看護師免許を取得し、国内での就労を希望する外国人は、在留資格を「医療」へ変更することが必要。
- 在留資格「医療」への変更許可申請に当たっては、日本の看護師免許を有することを証明する文書（免状又は証明書等）が必要となるが、看護師国家試験のスケジュールとの兼ね合いにより、申請手続きがスムーズにできない状況にある。
- **日本で引き続き就労を希望する留学生を支援し、優秀な人材を確保するため、在留資格審査手続きを柔軟化してほしい。**

規制改革提案



○現行では、4月1日時点の在留資格は「留学」「特定活動」⇒資格外活動許可を得ても、**週28時間上限**



○**4月1日から、日本人看護師と同様の処遇とすることが**できる。

期待される効果

- 新規就労者の多い4月1日から医療機関の勤務体制が確保され、外国人看護師の職場への受入れが円滑になる。
- 4月1日から日本人と同等の条件で勤務が可能となり、モチベーションが向上、OJTや他のスタッフとの連携などにも好影響

※入国管理局の審査負担について

当該取扱いにより変更許可申請ができる場合を、「特例措置を活用する区域に設置されている看護師養成機関における昨年度の看護師国家試験合格率が、全国平均を上回る」として無秩序な申請を排除

(参考：H30年度看護師国家試験合格率)

全国：97.6% 長野県：99.1%

④ 旅館・ホテル等における技能実習受入の拡大

現状と課題

- 旅館・ホテル等における外国人実習について、客室清掃やベッドメイキング作業は技能実習2号、3号への移行対象職種（ビルクリーニング作業に該当）となっている一方、旅館・ホテルの接客、案内、調理補助、配膳等の一連の業務は、対象となっていない。

区分	業務内容	該当する在留資格
接客部門	フロント（受付）	【技術・人文知識・国際業務】 ◆自然科学若しくは人文科学分野に属する技術又は知識を要する業務 （修めた学問と業務とに関係性が必要） ◆外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務 （外国の社会、歴史伝統の中で培われた発想・感性をもとにした一定水準以上の専門的能力が必要）
	レストラン・宴会係 サービススタッフ（接客係・仲居等）	【技能実習】 ◆1号（1年間）
調理部門	調理師	【技能】 ◆外国料理の調理師は専門業務として就労（実務経験者）
	調理補助 配膳・洗い場	【技能実習】 ◆1号（1年間）
清掃部門	客室清掃・ベッドメイク	【技能実習】 ◆2号・3号（最長5年）

期待される効果

- おもてなし精神の日本文化に対する理解、きめ細やかなサービスと高水準の技術の習得・移転による国際貢献、発信
- 県内旅館・ホテルの人材不足の解消、外国人の視点に立った訪日客へのサービスの向上、観光産業の振興

規制改革提案

- **旅館・ホテルにおける接客、案内、調理補助、配膳等の一連の業務を、外国人の技能実習制度に基づく、技能実習2号、3号移行対象職種とする。**
- **技能評価は、民間実施のおもてなし検定*と、受入団体による実習生の実習評価等によるクロス評価を実施する。**

*例）日本の宿おもてなし検定

【技能実習1号、2号の実習内容及び到達レベルの差（案）】

※観光関係団体等との意見交換を行いながら検討中

	技能実習1号	技能実習2号
レベル 指 示	おもてなし検定：初級相当 ・各項目に関する初歩的な知識・技術を有している ・お客様から『好感』を得られる	おもてなし検定：中級相当 ・各項目に関する基礎的な知識・技能を有している ・お客様の満足と明確なプラス評価をいただける
接客	・日本語によるあいさつ ・日本語による日常会話 ・身だしなみ ・お辞儀 ・会釈 ・迅速な対応 ・ユニバーサルな接客 ・非常災害時の避難誘導補助	・技能実習1号で習得した知識・技能 ・適切な言葉遣い（敬語） ・立ち居振る舞い ・外国人旅行客への接客 ・クレームの受付 ・アイコンタクトによる対応
案内	・日本語による誘導 ・適切な客誘導（客との距離、歩調合せ等） ・ユニバーサルな案内	・技能実習1号で習得した知識・技能 ・部屋案内、説明 ・上座、下座等に配慮した誘導 ・近隣観光地の説明 ・外国人旅行客の案内
調理補助・配膳	・調理補助に関する知識・技術 ・適切な食器配置・盆の取扱、下膳 ・配膳時における料理の説明（料理名を一言添える程度） ・食品衛生の配慮	・技能実習1号で習得した知識・技能 ・研修施設付近の地域産食材の知識 ・配膳時における料理説明（食材産地、郷土料理、名物料理等について、配膳時に物語性をもって説明） ・上座、下座等に配慮した配膳順 ・食品アレルギーの対応 ・宗教による食の禁忌の対応（ムスリムの豚食材等）

⑤ 外国人農業人材の受入に係る規制の特例措置

現状と課題

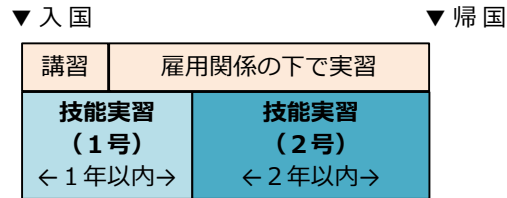
- 農業就業人口が減少している中、本県農業の生産力を維持するためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及とともに、中核的担い手の規模拡大や経営の多角化、また、それに応じた労働力を安定的に確保することが必要
- 農業分野において労働力不足は深刻な課題であり、産地維持のためには、技能実習生をはじめとした外国人材に対し大きな期待

制度の現状

1. 外国人技能実習制度

【現行制度】

- 在留(最長3年)は連続した期間であること
- 実習実施機関は一つの機関(農家)であること



【長野県の課題】

- ◆高冷地の野菜産地では、4～11月の数ヶ月の実習に留まり、現行制度下では、2号への移行が困難

2. 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

- 指定を受けた区域のみ実施可能

期待される効果

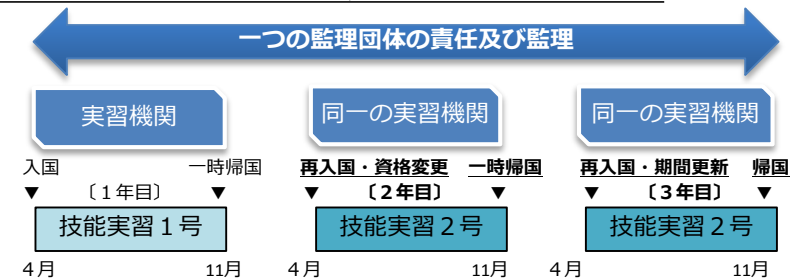
- 外国人技能実習制度の緩和により2号修了生を確保し、一定の技術を有した高度人材を県内での就労につなげることができる
- 技能実習生や農業支援外国人がそれぞれの立場で本県農業において活躍し、母国との橋渡し役になる
- 将来に亘り本県農業の生産力が維持され、県産農産物が安定生産、安定供給される
- 帰国後の長野県ブランドの発信や本県の持つ高度な技術を活用したビジネスモデルの構築などの国際貢献にもつながる

規制改革提案

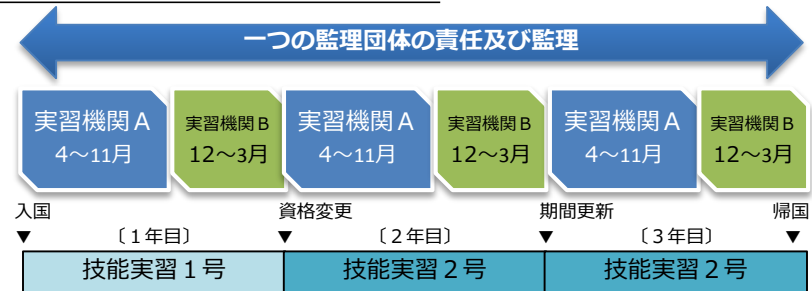
I. 外国人技能実習制度（農業分野）の要件緩和

通年の農作業が困難な本県においても、技能実習の実効性が高まるよう、監理団体による適正な管理が実施される場合は、以下の事項を認める。

1. 実習を行わない期間の一時帰国と再入国を認める



2. 複数の実習機関での実習を認める

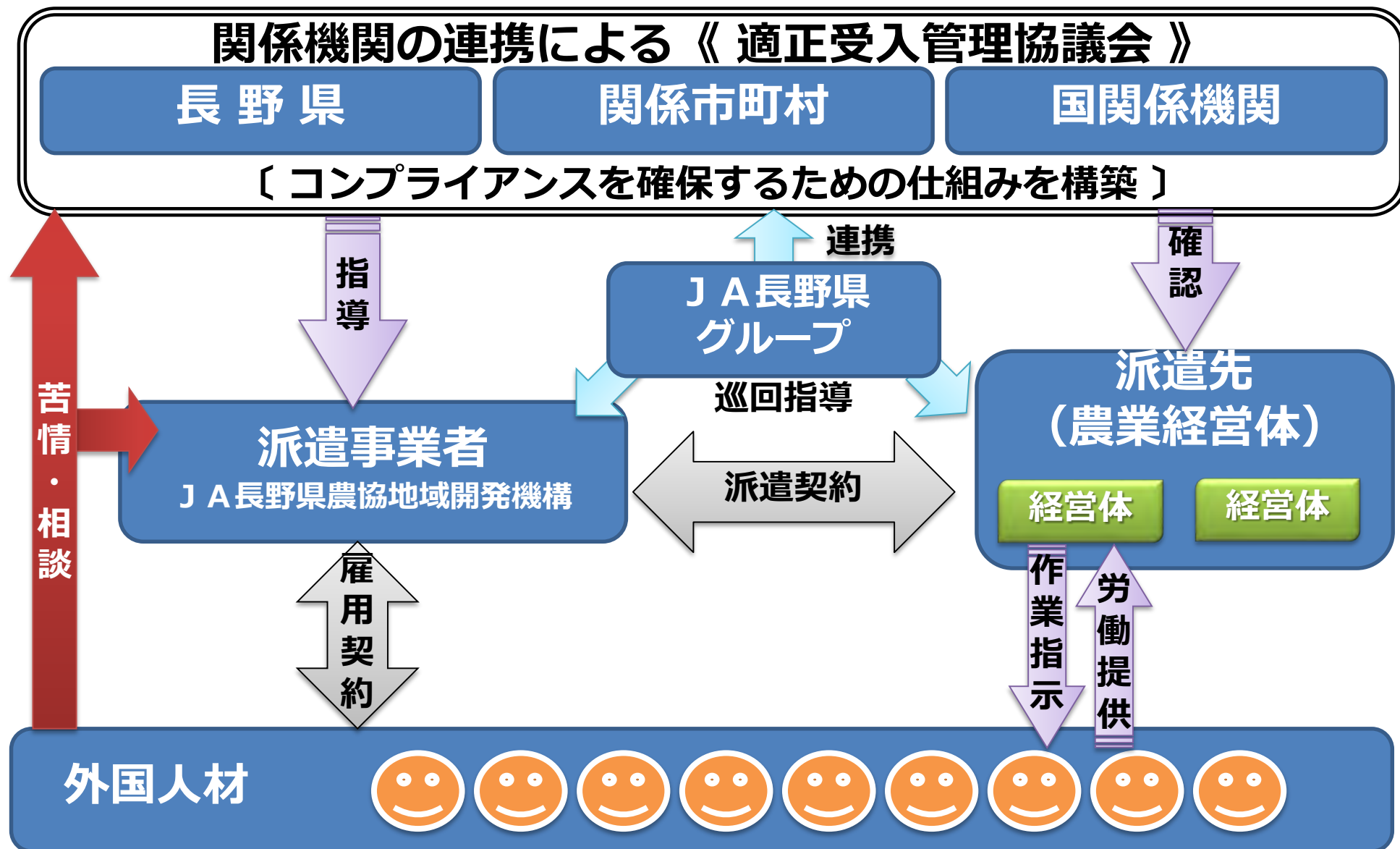


II. 「農業支援外国人受入事業」の長野県での展開

1. 上記により一定の技能を得た人材が、農業支援外国人として本県で活躍
2. J A長野県グループと連携し責任ある派遣事業者を確保

⑤ 外国人農業人材の受入に係る規制の特例措置

◆ 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業 受入体制（案）



⑥ 気象測器検定に合格していない測器の測定結果の公表容認

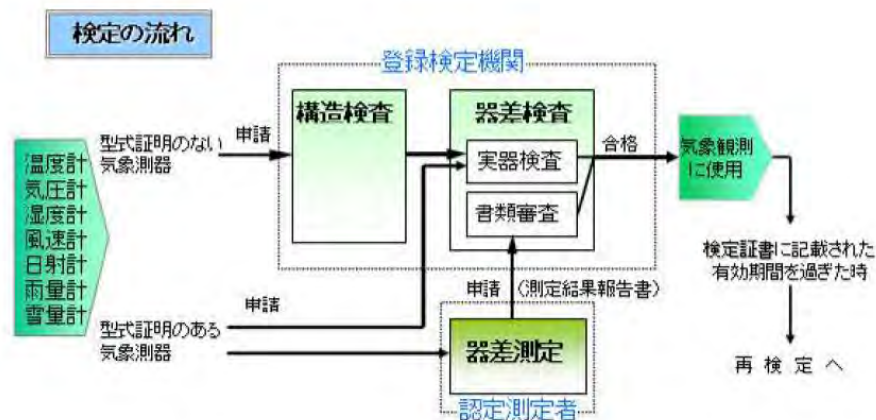
提案内容を整理、明確化

現状と課題

- 雪国である長野県において、冬季の降雪、積雪、路面凍結等の情報は、日常生活のみならず、緊急時対応等に必要不可欠な重要情報
- 起伏に富んだ本県の地形に応じた細やかな気象情報を、誰でも気軽に入手することができれば、県民生活の利便性が大幅に向上
- **民間事業者が、このような県民の需要に応えた冬季の気象情報を発信できる新たなビジネスを展開するには、気象測器検定に合格した測器を大量に使用する必要があるが、コスト面での課題がある。**

制度の現状

- **気象測器検定の必要性【気象業務法第6条、第9条】**
政府機関及び地方公共団体以外の者がその成果を発表するための気象の観測を行う場合、検定に合格した気象測器を使用しなければならない。
- **気象測器検定の概要【気象業務法第28条他】**



(ビジネスイメージ)

- 道路沿い等に気象測器を大量に配置し、積雪状況等測を収集、スマホアプリ等を通じて一般向けリアルタイム配信
 - ⇒ 除雪業者：出動判断、最適除雪ルート選定に活用
 - ⇒ 道路管理者：道路掲示板等へ注意喚起情報提示に活用
 - ⇒ 県民：通勤通学ルート等の参考 等
 - ⇔ 小売店等：アプリにプッシュ型広告を展開（広告料支払）

規制改革提案

- 特区内において、民間事業者が、気象測器を**大量に使用して気象観測を行う場合は**、次の条件を付して、成果の発表を認める。
 - ・ **観測項目は、気温、路温、積雪量に限定すること**
 - ・ **気象測器検定は、構造検査、器差検査ともに、使用する気象測器から任意抽出して実施され、合格していること**
 - ・ 成果の発表に当たっては、**上記の検査方法により気象測器検定を行ったものである等の注意表示**を行うこと

期待される効果

- 積雪で悩まされる県民の生活利便性の向上
- 気象データを活用した新たなビジネスの創出

【気象データを活用したビジネスの更なる可能性】

- ▶ 農作物の生育管理・収穫時期選定への活用
- ▶ 気象情報を大量に収集、ビックデータとして活用
(気象条件に応じた店舗展開、プッシュ型広告の展開 等

○ 活用する国家戦略特区の既存規制改革メニュー

規制改革メニュー名	規制改革メニューの概要	活用して実施する事業の概要
特定実験試験局	電波を使用した簡易な免許手続きである「特定実験試験局制度」について、特区内では、免許の申請から発給を原則「即日」にて行う。	橋梁、治山施設など屋外構築物の劣化診断等、IoTを活用した商品開発・商品化に際して、無線通信ネットワーク構築した「特定実験試験局」を開設し、実証実験を実施する。 ※前回「技適マークがない無線通信モジュールの例外使用許可」という提案をしていたが、詳細検討等を行った結果、当該メニューの活用で対応可であることを確認した。
近未来実証実験ワンストップ	自動走行、ドローン等の「近未来技術」の実証実験等を行うことに対する、関係法令の規定に基づく手続きのに関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う。	「近未来技術実証ワンストップセンター（仮称）」を設置し、県内外の企業や大学等の学術機関により行われる各種実証実験を行う際の相談・助言等を行う総合窓口とする。

持続可能な公共交通システムの構築

ICTを活用した新たな交通システムの構築

【バス】

バスロケーションシステム構築

- 乗換案内+路線データ+GPS機能
- 不安解消（利便性向上）
- 情報提供機能の充実
- 長野・松本地区で実施(H30)

【タクシー】

地域に根ざした「総合生活移動産業」

- ユニバーサルデザインタクシー導入(H30)
- 定期券タクシー
- 貨客混載
- 買い物支援タクシー

相乗り配車システム（今後実施予定）

- 相乗り配車システム構築
- 予約+事前運賃決定+同じ方向=相乗り（配車）

ヒト・モノ相乗りによる交通支援サービスの提供

- ICT技術を活用したデマンド交通の効率化（予約+配車+位置=ヒトの相乗り）
- 交通+物流の連携による貨客混載（モノの相乗り）

地域ニーズに合わせて事業を展開したいけれど、

- ・貨客混載の実施区域の限定
- ・車両の区分
- ・細分化された営業区域

などが障壁に。

プラットフォーム構築

利用者の【利便性向上】・事業者の【生産性向上】を支援

その他自動運転等の取組

- 自動運転の導入に向けた実証実験
- 中山間地や観光地への試験的導入の検討
- ドローンによる物流支援の仕組の検討
- まちづくり × パーク&ライド
- まちづくり × シェアサイクル など

従来型の支援

バス事業

- ・赤字補填
- ・県有民営方式でのバス導入

鉄道事業

- ・施設整備への支援

その他

- ・多様な媒体を活用した広報
- ・イベントの活用、運動 など

地域交通確保に向けた交通の最適化

- ダイヤ編成、交通モードのベストミックスなど広く活用
- 経営基盤を強化し、地域の輸送業を成長産業に！

ビッグデータ集積

- ・経路検索解析
- ・ニーズ把握
- ・行動予測 等

オープンデータ化で地方創生に幅広く活用

- 産業の活性化
 - ・新商品、サービスの創出
 - ・新しい周遊ルート、観光サービス など
- 施策展開への活用
 - ・まちづくり計画
 - ・新たな行政ニーズの把握、分析 など

県内共通の交通系ICカード(Suica対応)

【新カード】 （10カード利用可）

- ・バス（コミュニティバス含む）
- ・タクシー
- ・鉄道
- ・ショッピング等 各種決済
- ・地域ポイント

○ 持続可能な公共交通システムの構築

【タクシーによる貨客混載の推進】

制度の現状

- ⑦ 運行区域【H29北陸運輸局長公示第33号3(1)③(i)】
 - 過疎地（過疎法準拠）が発地又は着地でなければならない。
⇒過疎地以外の中山間地も多く抱える本県では実施できない地域が多い。

規制改革提案

- 実施地域の過疎地を撤廃する。

制度の現状

- ⑧ 最低保有台数、運行管理者の選任【同公示3(1)③(i)、3(2)】
 - 営業所毎に5台以上必要
 - 管理する車両数に関わらず、営業所ごとに運行管理者の選任が必要

⇒過疎地域、中山間地の営業所にとっては過大で不採算
⇒タクシー事業者が現状のまま貨客混載事業ができない

規制改革提案

- 「原則5両以上」を要件とし、地域の需給バランス上不要な場合は緩和できる。
- 5両未満の場合の場合は運行管理者の選任を不要とする。

(旅客運送と同様の扱いとする。)

○ 持続可能な公共交通システムの構築

【タクシー運賃制度の柔軟化】

制度の現状

- ⑨ 発着地【H14北陸運輸局長公示第14号 1(1)ハ①、1(5)イ③】
 - 定額運賃の発着地点が駅等の「恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設」に限定されている。
 - ⇒滞在先のホテル発の定額料金での観光周遊ができない。

規制改革提案

- 発着地にホテル等宿泊施設を含める
- 発着地点を、複数の宿泊施設で構成する「ホテル群」等エリアとしての指定を認める

制度の現状

- ⑩ 時間制運賃における迎車料金【同公示 2(2)ロ①】
 - 時間制運賃では、迎車地点に到着した時から、旅客の運送を終了するまでに要した時間に応じて算出されることとしており、営業所からの迎車料金が徴収できない。
 - ⇒迎車に要する費用が回収できない。

規制改革提案

- 時間制運賃の料金設定を、営業所を出た時から一定の時間（例：30分単位）での原価回収を認める

制度の現状

- ⑪ 車両区分【同公示 3 別表①】
 - 排気量 2 リットルを超える普通自動車を「大型」と区分

規制改革提案

- 大型車区分を排気量 3 l を越えるものとし、普通車区分を拡大する。
 - ⇒普通運賃でラグジュアリー感を創出
 - ⇒首都圏で使用されていた中古の「大型」区分車両を利用し費用削減